

指定管理者募集要項

(仮称) 駒木野庭園公園

(仮称)駒木野庭園公園は、本市で初めて日本庭園を有する公園として整備されます。平成23年2月28日に都市計画決定しています。(八王子市告示第43号)種別は街区公園ですが、遊戯施設やレクリエーション施設は設置されておらず、市民の文化の向上、高尾山周辺の観光事業の振興に資することを目的とした日本庭園や休憩施設などが設置されています。

「憩い」だけでなく、「鑑賞」を目的としているため、植栽等の維持管理業務は通常の公園よりも高い水準になります。

このような公園の管理運営をより効率的に行ない、安全で衛生的な公園とし、多くの市民が安心して楽しんでいただける公園とするため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び八王子市都市公園条例(昭和38年7月10日条例第24号)の規定により、管理運営に関する業務(以下「指定管理業務」という)を行なう指定管理者を募集します。

・施設概要

面積：0.29ha(約2,900㎡)別途南側に駐車場を整備予定(約640㎡)

位置：八王子市裏高尾町268番1

主な施設

日本庭園	芝生園地、庭木、盆栽展示場、錦鯉の池、枯山水、露地、灯籠、園路、休憩施設
建物	木造2階建て、延床面積241.25㎡、大正～昭和初期建築
トイレ	建物内トイレ、屋外用多目的トイレ
駐車場	約640㎡(台数は未定)

・指定予定期間

指定期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までとします。

・管理運営方針

指定管理業務にあたっては公園の設置主旨や特徴を十分に把握したうえで、利用者が安全で安心して利用できるような管理運営と貴重な自然を永続的な視点で保全することに努めてください。

また、施設に関する専門的知識と地域で活動するアドプト団体やボランティアとの積極的な協働意識をもって、柔軟な公園の管理運営を展開してください。

詳細については、「管理の基準」をご参照ください。

・指定管理者の業務内容

都市公園及び駐車場に関する次に掲げる業務

1. 管理運營業務
2. 公園の維持管理に関する業務
3. 施設修繕、物品の管理に関する業務
4. その他の事務事業

詳細については、「業務の範囲」をご参照ください。

・指定管理業務にかかる経費とその支払い方法

協定額については、事業計画書において提示のあった金額をふまえ、年度ごとに市の予算の範囲内で指定管理者と協議を行ない、協定を締結します。支払いについては前金払いとし、市の年度会計期間を基準として四半期ごとに支払います。なお、修繕費については概算払いとし、年度末に精算します。

都市公園指定管理者は、利用料金制ではありません。施設の使用料は市の収入となります。

・応募資格

1. 応募者は、東京都内に事業所を置く法人またはその他の団体とします。
ただし、候補者となった者は、協定の締結までに市内に事業所の設置が必要となります。
2. 複数の企業等が、連合体を構成して応募することもできます。
この場合は、次の通り扱います。
(ア) 連合体の構成団体に少なくとも一者は市内業者が含まれていることが必要となります。
(イ) 申請時には、連合体結成の協定書（写し）を提出してください。
(ウ) 協定書で代表団体を定めて、指定手続き等にかかる権限をその代表者に委任し、代表者が申請してください。
(エ) 上記1の取り扱いについては、代表団体が東京都内に事業所を置く法人またはその他の団体とします。
(オ) 連合体の構成団体は、重ねて単独で、または他の連合体の構成員として同一施設の指定管理者に応募できません。
3. 平成23年度以降に募集する都市公園指定管理者について、複数の都市公園指定管理者になることはできません。連合体の場合、その構成団体は、重ねて単独で、または連合体の構成員として複数の都市公園指定管理者になることはできません。ただし、現在指定期間中である以下の都市公園指定管理者を除きます。
(ア) 北部地区公園指定管理者（第1期：平成21年4月1日から平成24年3月31日まで）

- (イ) 南西部地区公園指定管理者(第1期:平成21年4月1日から平成25年3月31日まで)
 - (ウ) 東部地区公園指定管理者(第1期:平成21年4月1日から平成26年3月31日まで)
 - (エ) 上柚木公園指定管理者(第2期:平成21年4月1日から平成25年3月31日まで)
 - (オ) 長池公園指定管理者(第2期:平成21年4月1日から平成26年3月31日まで)
 - (カ) 運動公園指定管理者(第2期:平成22年4月1日から平成27年3月31日まで)
 - (キ) 戸吹スポーツ公園指定管理者(第1期:平成23年4月1日から平成28年3月31日まで)
4. 公園またはこれに類する施設及び運動施設の維持管理業務の実績を有する団体とします。
5. 次のいずれかに該当する団体(連合体の場合は構成団体も含む)は、応募者となることはできません。
- (ア) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加の資格)の規定に該当するもの
 - (イ) 市から指名停止措置を受けているもの
 - (ウ) 市民税、法人税、消費税等、税を滞納しているもの
 - (エ) 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始している法人
 - (オ) 地方自治法第92条の2(議員の兼業禁止)、第142条(長の兼業禁止)、第166条(副市長の兼業禁止)及び第180条の5(委員会の委員及び委員の兼業禁止)に該当するもの。ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合(長が取締役等を兼ねることができる市の出資比率が2分の1を超える法人)を除く。
 - (カ) 指定管理者になろうとする法人またはその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団または暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体
6. 上記5.(カ)に掲げる欠格条項の確認のため警視庁へ氏名、フリガナ、住所、生年月日、性別の情報を提供することについて、応募団体(連合体の場合は代表団体及び全ての構成団体)の全役員に同意していただきます。

・応募方法

1. 募集要項等の配付

期 間： 平成23年7月15日(金)から平成23年7月29日(金)まで
(土日/祝祭日を除く)

時 間： 午前8時30分から午後5時15分まで

- 募集書類については、CDにデータを書き込んだものを貸与いたします。
- 数値データ等については、Microsoft Word、Excelで作成したものです。
- 図面データの形式については、DXFファイル、PDFファイル、TIFファイルとなっております。

います。

2. 応募書類

提出書類はA版に統一し、正本を1部及び写し8部(コピー可)を提出してください。
ただし、(キ)については写しを必要としません。

- (ア) 指定管理者指定申請書(様式あり)
- (イ) 事業計画書(様式あり)
- (ウ) 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- (エ) 定款、寄付行為、規約またはこれらに類するもの
- (オ) 法人登記事項証明書(法人の場合)
 - 現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書のいずれかでよい
- (カ) 役員名簿
- (キ) (カ)に記載された役員全員の同意書(.6に記載の警視庁照会のため別紙様式による)
- (ク) 納税証明書(市民税・法人税・消費税)
 - 法人税、消費税については、『その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用』でよい
 - 市外の事業者について、市民税や都民税の納税証明書の添付は不要
 - 直近1ヶ年でよい
- (ケ) 最新の公表財務表(損益計算書・貸借対照表)
 - 直近3ヵ年
- (コ) 公園またはこれに類する施設の維持管理に関する実績を記載した書類
 - 直近3ヵ年
- (サ) 構成団体を記載した書類及び .2.(イ)連合体結成の協定書の写し(連合体応募の場合)

応募者が連合体の場合は、上記(ウ)から(コ)までの書類については、全構成団体が提出すること。

3. 応募の受付期間

期 間： 平成23年8月22日(月)から平成23年8月24日(水)まで
時 間： 午前8時30分から午後5時15分まで
提 出： 直接持参すること

4. 募集要項に関する質問

募集要項の内容に関する質問を受け付けます。

- 質問を希望する団体は、平成23年8月1日(月)から平成23年8月5日(金)ま

での午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に質問書を持参または E メールで送付してください。

- 質問は、所定の様式に記入して提出してください。電話など口頭での質問は受け付けません。
- Eメールの場合は、件名を「(仮称)駒木野庭園公園指定管理者質問書」とし、必ず電話で送信・受信確認をして下さい。
- 質問内容・質問に対する回答を集計し、平成 23 年 8 月 10 日(水)までに要項受領者全員へ Eメールにより回答します。質問が全くない場合でも、無い旨を連絡します。

5. その他

- (ア) 応募書類の提出期間は、厳守となります。一切の遅延を認めませんのでご注意ください。
- (イ) 一度提出された書類については、当該応募者であっても内容の変更、追加、差替え、返却、閲覧等ではできません。辞退をした場合においても同様です。
- (ウ) 応募書類は返却しません。
- (エ) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (オ) 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。
- (カ) 本市が提示する募集要項、添付書類・函面等の著作権は、八王子市に帰属します。また、応募者の提出する書類についても、選定に必要な場合など、その他本市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部または一部を無償で複製できるものとしします。
- (キ) 本市が配布した資料のうち、CD で配布したものについては、平成 23 年 10 月 3 日(月)までに市に返却してください。また、データのコピー等の複製は禁止します。
- (ク) 応募受付後に辞退するときは、その旨を書面にて提出してください。

6. 募集要項等の配付場所及び応募書類の提出先、質問先

八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号(〒192-8501)

八王子市役所 (本庁舎 5 階)

所 管 : まちなみ整備部 公園課 指定管理者制度担当

電 話 : 042 (620) 7269

F A X : 042 (626) 3533

Eメール : b132100@city.hachioji.tokyo.jp (質問先)

・指定管理者の選定等

1. 審査・選考

- (ア) 資格審査及び一次選考

提出された指定申請書等により参加資格要件に関する資格審査、及び一次審査（書類審査及び必要に応じヒアリング）を行います。

(イ) 二次選考

二次審査は、一次審査合格者を対象に選定委員会による審査を行います。

提出された書類をもとにプレゼンテーションを行っていただきます。

- プレゼンテーションは、提出された事業計画書に基づいて実施していただきます。プレゼンテーションでの新たな資料配布、プロジェクター等機材の使用は認めません。
- 選定委員会は、「八王子市都市公園指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき設置された委員会です。
- 選定委員会は、次の者により構成されます。

市民・利用者代表	2名
学識経験者	3名

2. 審査の結果の通知

- 一次審査の結果については、応募者全員に文書により通知します。
- 二次審査の案内については、一次審査の結果、合格となった応募者に文書により通知します。
- 二次審査の結果及び指定管理者候補の内定については、二次審査を受けた団体に文書により通知します。

3. 協議

- 指定管理者候補に内定した団体と細目の協議を行いません。
- 協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった応募者と協議を行います。

4. 決定

指定管理者の決定は、八王子市議会での議決後に行います。

5. 協定

指定管理業務に関する細目について、市と指定管理者の協議のうえ、事業を円滑に実施するために指定期間全体に効力を有する基本的事項を定めた基本協定書と、当該事業年度における事項について年度協定書を締結します。

・指定管理者選定基準

指定管理者の選定は、条例で定める選定基準に照らし、次に掲げる事項を総合的に判断して行います。

1. 公園の管理運営を安定かつ継続して行える実績及び運営能力、業務遂行能力を有してい

ること。

2. 事業の達成目標の設定と実施方針が優れていること。
3. 公園の公共性、利用の公平性・公正性が確保できること。
4. 公園のサービスの向上、利用者の満足度の向上等を図る方策が優れていること。
5. 適切かつ効率的な管理運営が行われ、経費の縮減を図る方策が優れていること。
6. 業務運営上必要となる施設や自然・動植物に関する知識を有していること。

・ その他

1. 情報提供

(ア) 指定管理者選考に関する情報の提供

指定管理者選考過程における、応募した全ての団体の名称（連合体で応募した場合は、構成団体名を含む）、候補者として選定された団体の選定理由、事業提案の概要、評価及び選定結果については、原則として市は広く情報提供を行います。

また、提出書類については、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報（個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど）を除き公開します。

(イ) 指定管理業務に係る情報提供

協定書（条例に定める非公開情報）及びモニタリングの実施結果の概要等については、原則として市は広く情報提供を行います。

(ウ) 情報公開請求への対応

指定管理者選考及び指定管理業務に関して指定管理者から提出された書類について、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除き公開します。

2. 指定の取り消し

指定管理者（連合体の場合は構成団体も含む）が、下記のいずれかに該当する場合は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項及び八王子市都市公園条例第 22 条の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部または一部の停止を命ずることがあります。

(ア) 本業務に関する協定に違反したとき

(イ) 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づき、指定管理者が本市の指示に従わないとき

(ウ) 指定管理業務を継続することが適当でないと市が認めたとき

(エ) 本業務に関する協定を履行することができないと市が認めたとき

(オ) 条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき

- (カ) 指定管理者（連合体の場合は構成団体も含む）又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが明らかとなったとき

指定管理者に関するお問い合わせ

八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号（〒192-8501）

八王子市役所（本庁舎 5 階）

所 管：まちなみ整備部 公園課 指定管理者制度担当

電 話：042（620）7269

F A X：042（626）3533

Eメール：b132100@city.hachioji.tokyo.jp